

放射線被ばくによる疾病についての 労災保険制度のお知らせ

放射線に被ばくしたことが原因で病気にかかったとして、労災の請求がなされた場合には、労働基準監督署で被ばく線量や発症までの経過などを調査します。その結果、かかった病気が業務上の事由によるものと認められた場合には、療養補償給付、休業補償給付などが受けられます。また、業務が原因で亡くなったと認められた労働者のご遺族は、遺族補償給付などが受けられます。

放射線に被ばくしたことによって発症するおそれのある疾には、下記のようなものがあります。業務で放射線に被ばくしたことでこのような病気にかかったと思われる方は、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

被ばくによって発症するおそれのある疾

皮膚潰瘍などの皮膚障害、白内障、白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫、非ホジキンリンパ腫、胃がん、食道がん、結腸がん、膀胱がん、喉頭がん、肝がん など

※ 上記以外の疾でも、放射線被ばくによるものとして労災補償の対象となることがあります。

療養補償給付

- (1) 労災病院などの労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。(療養の給付)
- (2) やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合は、いったん治療費を負担していただきますが、あとで請求することにより、負担した費用の全額が支給されます。(療養の費用の支給)
- (3) 通院するための交通費についても、一定の要件を満たせば全額が支給されます。(通院費)

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、休業補償給付を受けることができます。

- 給付開始 …休業4日目から
- 給付額 …1日につき、給付基礎日額(※)の80% (保険給付60%+特別支給金20%)
※「給付基礎日額」は、原因となった事故発生日または医師の診断により発病が確定した日の直前3か月分の賃金を暦日数で割ったもの(平均賃金)です。

＜支給要件＞①～③のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 業務上の負傷や疾病による療養であること
- ② 労働することができないこと
- ③ 賃金を受けていないこと

＜裏面もご覧下さい＞



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

遺族補償給付

業務が原因で亡くなった労働者のご遺族は、**遺族補償給付**(遺族補償年金、遺族補償一時金)などを受けられます。

○遺族補償年金

<請求できる遺族(受給資格者)>

被災労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

○遺族補償一時金

<支給要件>

被災労働者の死亡当時、遺族補償年金を受ける遺族がいない場合など

労災請求の手続きなどについては、
都道府県労働局の労災補償課(下記参照)、または労働基準監督署にご相談ください。

都道府県労働局「労災補償課」連絡先一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011(709)2311	東京	03(3512)1617	滋賀	077(522)6630	香川	087(811)8921
青森	017(734)4115	神奈川	045(211)7355	京都	075(241)3217	愛媛	089(935)5206
岩手	019(604)3009	新潟	025(288)3506	大阪	06(6949)6507	高知	088(885)6025
宮城	022(299)8843	富山	076(432)2739	兵庫	078(367)9155	福岡	092(411)4799
秋田	018(883)4275	石川	076(265)4426	奈良	0742(32)0207	佐賀	0952(32)7193
山形	023(624)8227	福井	0776(22)2656	和歌山	073(488)1153	長崎	095(801)0034
福島	024(536)4605	山梨	055(225)2856	鳥取	0857(29)1706	熊本	096(355)3183
茨城	029(224)6217	長野	026(223)0556	島根	0852(31)1159	大分	097(536)3214
栃木	028(634)9118	岐阜	058(245)8105	岡山	086(225)2019	宮崎	0985(38)8837
群馬	027(896)4738	静岡	054(254)6369	広島	082(221)9245	鹿児島	099(223)8280
埼玉	048(600)6207	愛知	052(855)2147	山口	083(995)0374	沖縄	098(868)3559
千葉	043(221)4313	三重	059(226)2109	徳島	088(652)9144		

労災補償や労災保険給付などに関するご質問は、こちらでも受け付けています。

労災保険相談ダイヤル 0570-006031

(平日9:00～17:00) ※ご利用には通話料がかかります。